

## 千葉県公共工事総合評価審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、千葉県公共工事総合評価審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

### (会議の公開)

第3条 会議は原則として非公開とする。

### (会議録)

第4条 審議会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会の会議録は、原則として公表するものとする。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この規程は平成27年3月11日から施行する。